●本籍地の表記が一部変わります

本籍地に枝番がある場合、番地の「の」の表記が記載されなくなります。

（例）１番地の５　→　１番地５

電算化前

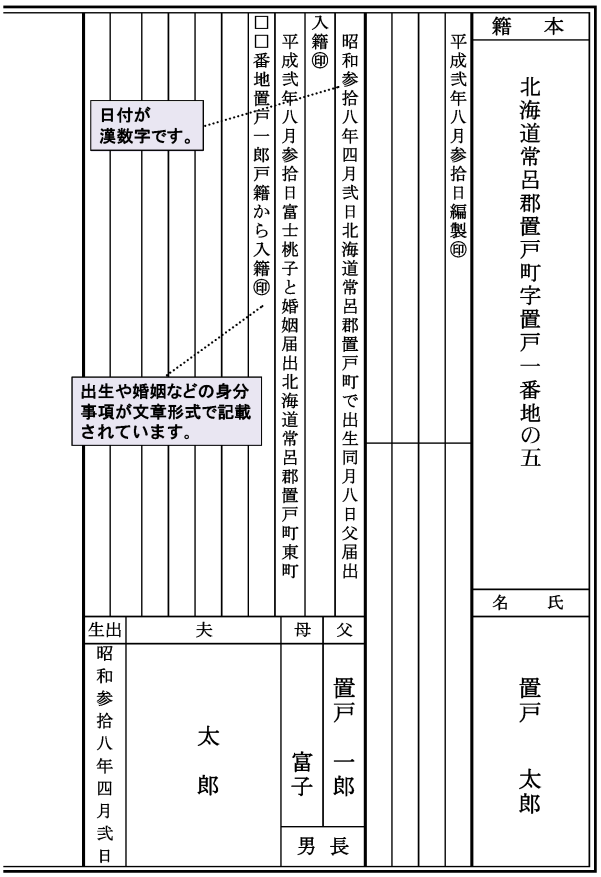

●戸籍の附票も電算化されます

戸籍の電算化に伴い、戸籍に記載されている方の住所の異動経過が記録されている「戸籍の附票」も電算化されます。

電算化後

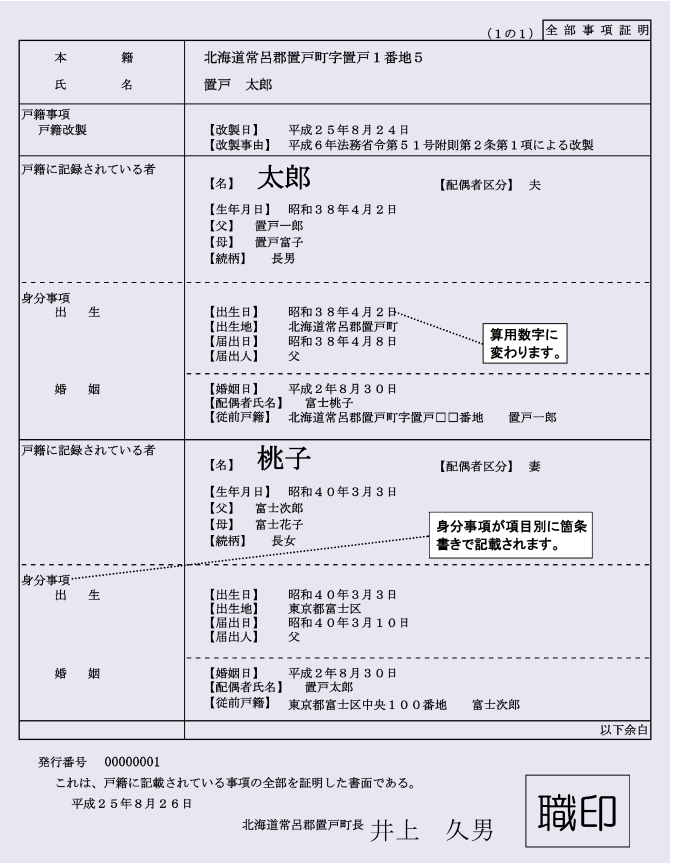

戸籍電算化Ｑ＆Ａ

Ｑ．今までの戸籍はどうなる？

Ａ．これまで使用した戸籍は「改製原戸籍」（電算化へ改製された原本戸籍）として、町に１５０年間保存されます。もし、改製原戸籍の証明が必要になった場合は、従来どおり申請することで交付が受けられます。

Ｑ．証明書の発行手数料は？

Ａ．電算化により証明書の名称は変わりますが、発行手数料の変更はありません。「全部事項証明書」「個人事項証明書」は各１通450円です。また、電算化以前の戸籍は、現在の改製原戸籍と同じ750円になります。

Ｑ．本籍地番の「の」が省略された場合、免許証などの住所変更の手続きは必要？

Ａ．これは電算化にあわせて土地登記簿の地番号と統一を図るために行うもので、名称・地番号の変更ではないためその必要はありません。

Ｑ．電算化により、氏名が漢和辞典に載っている文字に置き換えになった場合、印鑑登録などの変更手続きは必要？

Ａ．戸籍表記上の字体を修正するもので、個人の氏名を変更するものではないためその必要はありません。

Ｑ．死亡した人は電算化後の戸籍には記載されない？

Ａ．平成25年８月24日以前に死亡や婚姻・離婚などによりその戸籍から除かれる場合は、戸籍の筆頭者以外の方は電算化後の戸籍に記載されません。

【詳細】町民生活課住民年金係（☎52-3315）